



令和7年度 神奈川県たばこ対策推進検討会

健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ

令和7年8月26日

- 1 令和6年度事業について
- 2 令和7年度事業について
- 3 県民意識調査・施設調査の休止について（案）
- 4 その他

神奈川県たばこ対策の3本柱

たばこによる健康への悪影響を防止し、
健康な社会の実現を目指す

卒煙サポート

若年層・妊産婦の
喫煙防止

受動喫煙防止

卒煙サポート

<概要>

たばこをやめたい人が卒煙できるよう、健康への悪影響についての普及啓発や禁煙相談、（公財）かながわ健康財団との「かながわ卒煙塾」の共催など。

【健康財団】卒煙塾
（企業向け）

卒煙支援リーフ

【保福】禁煙相談

卒煙サポートセミナー
（卒煙サポートに携わる人材育成）

たばこ対策協力企業

卒煙サポートネットワーク

【HP】禁煙治療実施医療機関の案内

若年層・妊産婦の喫煙防止

<概要>

児童、生徒、学生に向けた喫煙防止教育啓発リーフレットの配布、県保健福祉事務所職員による学校などでの喫煙防止教育、喫煙防教育に携わる人材育成など。

小学生向け
リーフ

中高生向け
リーフ

大学生向け
チラシ

【鎌倉保福三崎センター】
ポスターコンクール

【保福】喫煙防止教育
(講師派遣・動画視聴)

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座
(喫煙防止教育に携わる人材育成)

妊産婦向け
リーフ

【未】家族向け
(父母等)

受動喫煙防止

＜概要＞

県民向けのキャンペーンの実施などによる健康増進及び受動喫煙防止条例の周知や、施設管理者に対する喫煙専用室等の設置に関する技術アドバイザーの派遣など。

世界禁煙デー
・禁煙週間（5月）

受動喫煙防止
キャンペーン（11月）

技術的支援
（専門アドバイザー派遣）

通報・相談対応
（施設への行政指導・行政処分）

施設管理者向け
普及啓発

県内旅行者等向け
普及啓発

イベント参加
（普及啓発）

法解釈・条例解釈

条例見直し

【未】屋外等における
受動喫煙防止の普及啓発

受動喫煙防止条例等運用調整会議等
（保健福祉事務所・本庁）

1 令和6年度事業について

1 令和6年度事業について ①施設対応の状況

＜普及啓発としての戸別訪問の状況（R6.10末時点）＞ 319件

※普及啓発としての実施は各保健福祉事務所等の任意としている。5か所中4か所が実施。

＜通報を受けた場合の対応状況（R6.12末時点）＞ 通報件数 32件

戸別訪問（初回訪問） 27件

違反あり 18件（訪問時改善済 11件、訪問時未改善 7件）

違反なし 9件

※立入調査・勧告・命令・罰則の適用に至った事例はなし

＜主な違反内容＞ ※普及啓発としての戸別訪問時に判明した件数を含む

- ①（法）配慮義務違反（疑いを含む） 16件
- ②（法）喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置禁止 6件
- ③（法）喫煙可能室の届出 2件 / 喫煙禁止場所における喫煙 2件

通報があった場合は、原則、現地訪問して事実確認し、未改善の違反が認められた場合は指導を行い、改善を確認していきます。

通報者への制度説明（違反ではない）により対応が終了する場合もあるため、通報件数と訪問件数は一致しません。

1 令和6年度事業について ②高校生向け喫煙防止教育動画

経緯 目的

感染症の影響により、県内各学校を対象に実施している喫煙防止教育に係る講師派遣が思うように実施できなかったことを踏まえ、今後同様の状況となった場合でも、**喫煙防止教育を継続できるようにすること**、また、各学校や保健福祉事務所等の事務負担の軽減を図るため、喫煙防止教育動画を作成し、令和6年4月より運用を開始した。

内容

学習指導要領に沿って、主に以下の内容で構成。

- 喫煙及び受動喫煙による健康影響（がんのリスク、依存症等、特に10代で喫煙を開始することのリスクを強調）
- 法の説明（健康増進法による20歳未満立入の規制、表示等）
- たばこにおける世界や日本の状況（パッケージや規制等）
- たばこに誘われた際の断り方

※高校生向けとしているが中学生でも分かりやすい内容としている。

- 時間：30分程度
- 動画の振り返りを目的とした**Q&Aを作成**し、県ホームページ上の動画掲載ページに回答解説と合わせて掲載

運用方法

- 県ホームページ上に掲載（県YouTube公式チャンネル「かなチャンTVサブチャンネル」で公開）し、**いつでも閲覧可能**。
- 講師派遣の希望照会時に併せて、動画の利用を各学校へ案内。

1 令和6年度事業について ③リーフレット等の作成・改訂

「禁煙外来を受診しましょう」～「確実に」禁煙するなら禁煙外来へ～

【作成の趣旨】

- 喫煙をやめたいと思っている方やその家族等に、**より効果のある方法**として、禁煙外来の受診を勧める。
- 喫煙をやめられないのは**意思が弱いからではなく**、ニコチンによる依存の問題であり、**治療により克服できる**ことを知ってもらう。
- 喫煙に費やしている**費用や時間を意識**してもらう。

【内容】

- ・ たばこの依存性、健康影響
- ・ たばこをやめることで失わなくなるもの（寿命・お金・時間）
- ・ 禁煙外来・禁煙治療とは
- ・ 健康保険適用の条件
- ・ 禁煙治療実施医療機関の案内

県内医療機関ほか市町村等の関係機関に配布。
追加送付の依頼を多くいただいています！

たばこをやめることで
あなたが失わなくなるもの

1 寿命 約10年
喫煙を続けると寿命が約10年も短くなります。
1本の喫煙で5分30秒寿命が短くなる。加熱式たばこも危険です。また、受動喫煙により身の回りの人の健康にも悪影響があります。

2 年間 219,000円
たばこにどれくらいのお金をかけていますか？
1日1箱吸うとすると、1箱600円×365日＝219,000円
(今後も値上げが想定されます)
たばこをやめることで、これだけの金額が浮きます。
このお金をあなたの好きなことや大切にしていることに使ってみませんか？

3 年間 486時間
たばこを吸うのにどれくらいの時間をかけていますか？
1日1箱(20本)、1本の喫煙に4分かかるとすると、
4分×20本×365日＝486時間(約20日)
この時間をほかに使ってみませんか？

健康な毎日を送り、
お金や時間を
たばこ以外の楽しみに
使ってみませんか？

まずは禁煙外来を受診しましょう

神奈川県内の禁煙治療実施医療機関

全国禁煙外来・禁煙クリニック一覧

かながわ卒煙塾もあなたの卒煙をサポートします

「かながわ卒煙塾」とは、公益財団法人かながわ健康財団と県が協同で行う禁煙支援事業で、専門の講師による講義、グループワークやフォローアップを通じ、一人ひとりに応じた卒煙方法を伝授し、3か月で卒煙を目指します。

かながわ卒煙塾 (かながわ健康財団)

かながわのたばこ 検査

お問い合わせ
神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話：045-210-5025

神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課

1 令和6年度事業について ③リーフレット等の作成・改訂

「飲食店のみなさまへ」

【作成の趣旨】

飲食店を利用する方や従業員の方が望まない受動喫煙を受けることのないよう、特に大切なルールについてチラシにまとめました。

【内容】

- ① 屋内禁煙（原則）
- ② 加熱式たばこ、水たばこも規制対象
- ③ 20歳未満の人（従業員を含む）を喫煙区域に立ち入らせてはならない
- ④ 配慮義務（喫煙可能な場所でも）
- ⑤ 要件を満たしていない自称「喫煙目的店」は違法

各保健福祉事務所、市町村、神奈川県食品衛生協会等の協力をいただき、飲食店への指導や食品衛生責任者講習会等の機会に配布・活用しています！



飲食店のみなさまへ

飲食店を利用される方や従業員の方が望まない受動喫煙を受けることのないよう、守っていただくルールがあります

✓ルール① 屋内は禁煙です！

屋内は原則禁煙です。喫煙スペースを設ける場合、一般的な飲食店において設置できる喫煙室は2種類です。喫煙室は法の技術的要件を満たす必要があります。



お店を利用する方が見てわかるようにするため、喫煙室を設置する場合は条例の掲示義務があります！

	喫煙室入口	店舗入口
喫煙専用室 喫煙のみ可 喫煙しながら飲食不可 店内の一部に設置可	 喫煙専用室 Designated smoking room available	 喫煙専用室あり Designated smoking room available
加熱式たばこ専用喫煙室 加熱式たばこ限定 喫煙しながら飲食可 店内の一部に設置可 (全部は不可)	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room available	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available

「喫煙可能室」(喫煙しながら飲食可)は、次のすべての要件を満たした場合にのみ設置できる例外的措置です。

- ▶ 2020年(令和2年)4月1日時点で現に営業している店舗 → **これから営業開始する場合は設置不可**
- ▶ 中小企業(資本金の額または出資の総額が5,000万円以下)または個人経営
- ▶ 客席部分の面積が100㎡以下

✓ルール② 加熱式たばこ・水たばこも規制対象です！

紙巻きたばこだけでなく、近年利用者が増加している加熱式たばこ(アイコス・グロウなど)や、水たばこ(シーシャ)も受動喫煙防止の規制対象です。



✓ルール③ 20歳未満の人(従業員・アルバイトを含む)を喫煙区域に立ち入らせてはダメ！

発育途上にある若い人は、たばこによる健康への悪影響を受けやすく、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。利用者、従業員等を問わず、20歳未満の人を喫煙区域に立ち入らせてはいけません。



✓ルール④ 配慮義務を忘れずに！

飲食店の屋外など、喫煙できる場所であっても、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務があります。店舗の出入口付近などで望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、店舗前に灰皿を設置しない(撤去すること)や、店舗前で喫煙しないよう注意書きを掲示するなどの対応をお願いします。近隣の方や歩行人の方とのトラブルを防止するためにも、屋外についても配慮をお願いします。

✓ルール⑤ 要件を満たしていない自称「喫煙目的店」は違法です！

公衆喫煙所・たばこ販売店以外で、喫煙目的室を設置できるのは、喫煙を主目的とするバー、スナック等です。**一般的な飲食店の多くは喫煙目的店には該当しません。**設置要件を満たさない自称「喫煙目的店」は違法です！



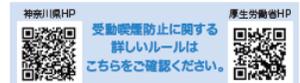
<喫煙目的店の要件>

- ① 主食(米飯類、菓子パンを除く)類、麺類、ピザ、お好み焼きなどを自前で調理して提供していないこと(ランチ営業での主食提供を除く)
- ② たばこの対面販売をしていること(自販機不可)



<要件を満たしていない場合はどうすれば?>

「禁煙する」or「喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を作る」



神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-5025



1 令和6年度事業について ③リーフレット等の作成・改訂

赤ちゃんのための卒煙(禁煙)を応援します

(旧：ママと家族の卒煙(禁煙)を応援します)

【改訂の趣旨】

夫婦で喫煙をしている場合、**妊産婦が卒煙しようとして努力しても、夫が喫煙するため、家にたばこがあり、においがしてやめられない**といった課題がある。

妊産婦の卒煙には、**家庭をたばこのない環境とすることが重要**であり、受動喫煙防止の観点からも、**家族全員に卒煙を促す**。

【改訂内容】

- 妊産婦である「ママ」だけでなく、**父親やその他家族も対象**とし、**家族全員に卒煙を促す**内容とする。
- 加熱式たばこも危険であることを記載。
- 卒煙の手段として、**医療機関（禁煙外来）の受診をより強調**。



1 令和6年度事業について ③リーフレット等の作成・改訂

そのほかにも各種リーフレット等を作成し、普及啓発を行っています。



小学生向け

「知っている? たばこのこと」
(R5.7)



中高生向け

「たばこ ためしに吸って
みようかな…」 (R5.7)



大学生向け

「私たちは吸わない」
(R5.7)



施設管理者向け

「受動喫煙対策ハンドブック」
(R6.2)

各種リーフレット類は、原則2年に一度改訂する予定です。

【令和7年度改訂予定】

小学生向け、中高生向け、大学生向け

Kanagawa Prefectural Government

パンフレット・リーフレット (県HP)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f6955/p23054.html>



1 令和6年度事業について ④その他の取組

観光情報誌に 受動喫煙防止広告を掲載

STOP! 望まない受動喫煙

- ✓ 屋内の観光施設では原則禁煙となることが健康増進法で規定されています(ただし喫煙専用室などは除きます)。
- ✓ 喫煙専用室などへは20歳未満の人は立ち入ることができません。保護者が一緒にいる未成年の場合でも同様です。
- ✓ 屋外で喫煙する場合であっても、子どもなどが多く利用する場所については、望まない受動喫煙が生じることがないように配慮しなければなりません。

ルールを守った喫煙で観光を楽しみましょう!

神奈川県健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課
☎045-210-5025(直) [かながわのたばこQ](#) 



- ・年4回発行される観光情報誌「旅うらら」2種（鎌倉・湘南版、小田原・箱根版）に掲載。
（年間計8回／153万部／1,500箇所配布）
- ・電子ブックにも掲載しています。
- ・令和7年度は英語版への掲載も予定しています！

受動喫煙防止キャンペーン（11月）



厚生労働省

受動喫煙のない
すこやかな社会へ

受動喫煙対策
推進プロジェクト
けいむいもん

ルールだモン!
受動喫煙対策

神奈川県キャラクター
かながわ
キンタロウ

違反した場合は、
罰則が科されることが
あります。

- ❌ 屋内は原則禁煙
- ✅ 各種喫煙室への標識の掲示
- ❌ 20歳未満の方は喫煙室への立ち入りは禁止

これらのルールが義務づけられています。

11月の肺がん啓発月間に合わせてキャンペーンを実施。
関係各所でのポスター掲示（県機関、市町村、関係機関、協力企業等）

ポスター掲示の他、
バス車内広告、YouTube
動画広告も実施。

（厚労省と神奈川県のコラボポスター）

1 令和6年度事業について ④その他の取組

小学生向けリーフを 県内すべての小学生6年生に配布



公立、私立等を問わず、**県内すべての小学校**に送付。

目の不自由な児童のために**点字版**も作成。

卒煙サポートに携わる人材育成

Sotsuen Support Seminar

企業・団体・行政機関等の健康相談・指導担当者向け

参加無料!
(事前申込制)

卒煙サポートセミナー

相談者のやる気を引き出す！
「動機付け面接法」の極意をお伝えします

加濃 正人 先生
大石クリニック
精神科医師／
臨床心理士／
公認心理師

三瓶 舞紀子 先生
日本体育大学体育学部健康学科
ヘルスプロモーション領域 准教授 保健師／
公認心理師

◆卒煙（禁煙）支援のほかにも様々な相談支援で活用できる「動機づけ面接法」の手法を一日で学べる！

◆実演を交えたわかりやすい講義＆アットホームなグループワークで実践しやすい！

◆卒煙支援のノウハウを共有できる！

Zoom オンライン開催

2024/9/19 (木) 9:40 ~16:30

申込期限 9/6 (金) お申込方法は裏面をご覧ください 問合せ先 神奈川県がん・疾病対策課 TEL: 045-210-5025

・企業、団体、行政機関等の健康相談・指導担当者向けに「卒煙サポートセミナー」を開催。

・募集方法を改善し、**参加者は昨年度から倍増。**

・事後アンケートでは、「**実技が多く、実際の業務に直接活かせる**」「**実際に翌日の保健指導で実践し、対象者が自己開示してくれて、大きな変化を感じることができた**」など、**大変好評でした!**

1 令和6年度事業について ④その他の取組

【がん・疾病対策課公式SNSアカウントについて】

X (旧Twitter) 当課公式アカウントの運用開始 (令和6年11月)
たばこ対策関係は、受動防止キャンペーンに係る内容を初投稿。
今後もSNSを積極的に活用して情報発信をしていきます！

【SNS活用実績】 (2025年1月末時点 課公式SNS以外を含む)

キンタロウ Facebook X (旧Twitter)	5月	卒煙塾の開催
学生ポータル	7月	大学生向け喫煙防止啓発
ミビョーマンSNS	5月	世界禁煙デー・禁煙週間
がん・疾病対策課 X (旧Twitter)	11月 12月 1月	受動喫煙防止キャンペーン 忘年会での喫煙・受動喫煙防止 (大学生・成人向け) 禁煙治療について



【参考】課公式X 12月の投稿

2 令和7年度事業について

2 令和7年度事業について 卒煙サポート

卒煙サポートセミナー

<概要>
卒煙サポートに携わる人材の育成

<日程>
令和7年12月18日（木）

卒煙支援リーフ

たばこをやめることで
あなたが失わなくなるもの

1 寿命 約10年
喫煙を続けると寿命が約10年も短くなります。
1本の喫煙で5分30秒寿命が短くなるにも、加熱式たばこも例外です。また、受動喫煙により身の周りの人の健康にも悪影響があります。

たばこ 1本 = 寿命 5分30秒

2 年間 219,000円
たばこにどれくらいのお金をかけていますか？
1日1箱吸うとすると、年間400円×365日＝146,000円！
（今後値上げが想定されます）
たばこをやめることで、これだけの金額が貯まります。
このお金をあなたの好きなことや、大切にしていることに使ってみませんか？

3 年間 486時間
たばこを吸うのにどれくらい時間をかけていますか？
1日1箱（20本）、1本の喫煙に4分かるとすると、
毎日吸うと年間365日×4分＝1,460分！
この時間をほかに使ってみませんか？

健康な毎日を選び、
お昼や時間を
たばこ以外の楽しみ
に使ってみませんか？

まずは禁煙外来を受診しましょう

神奈川県内の禁煙治療実施医療機関

全国禁煙外来・禁煙クリニック一覧

かながわ卒煙塾 あなたの卒煙をサポートします

「かながわ卒煙塾」とは、公益財団法人かながわ健康財団と県が協賛で行う禁煙支援事業で、専門の講師による講義、グループワークやフォローメールを通じて、一人ひとりに応じた禁煙方法を支援し、3か月で卒煙を目標します。

かながわ卒煙塾 (かながわ健康財団)

かながわのたばこ 検索

お問い合わせ
神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話：045-210-5025

神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課

令和6年度に作成したものを配布
配布先：依頼があった箇所
コンビニエンスストア等

2 令和7年度事業について 若年層・妊産婦の喫煙防止

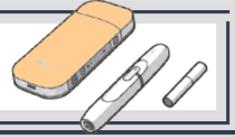
加熱式たばこについての広報

【背景】

たばこ種類販売割合について、令和5年度の加熱式たばこ販売割合が令和2年度から約15%増加し、**40%を超えた**。

加熱式たばこも紙巻きたばこと同様に**ニコチンや発がん物質を含んでおり、健康への影響があることや、受動喫煙が発生し、周囲の人に健康影響を及ぼす恐れがある**。加熱式たばこの危険性の認知度を高めるため、リーフレットに追記した。

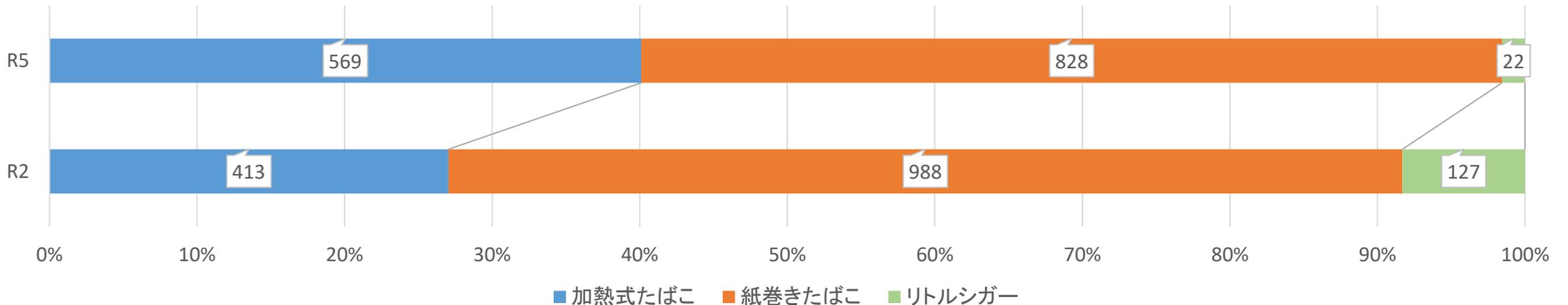
加熱式たばこも危険!



においが少ないことから近年利用者の増えている加熱式たばこですが、本当に安全でしょうか？

- ▶ 有害物質を含んでいます。
紙巻たばこと比較して病気のリスクが減少するとはいえません。
- ▶ 煙の量は少なくても、受動喫煙が発生します。
周囲の人の健康に害を及ぼす恐れがあります。
- ▶ 胎児や子どもへの健康影響が報告されています。
また、子どもの誤飲事故が多く発生しています。

たばこ種類販売割合 ※出典：一般社団法人日本たばこ協会



2 令和7年度事業について 若年層・妊産婦の喫煙防止

小学生向け、中高生向け、大学生向けリーフレットの改訂について（予定含む）

小学生向け

「知っている？たばこのこと」
(R7.7)



中高生向け

「加熱式たばこなら大丈夫…」
(R7.6)



大学生向け（予定）

「私たちは吸わない」
(R7.10)



- ・加熱式たばこについて追記
- ・レイアウトについて、**健康の悪影響**をより目立つように変更
- ・たばこを誘われた時の断り方について、**肌や体力に触れた内容**に変更

- ・加熱式たばこに関する記載を追加
- ・職場内での受動喫煙対策、禁煙が推進されていることを追記
- ・世界各国で**全面禁煙化**が進んでいることを追記

- ・受動喫煙に関して、**副流煙がより危険**であることを具体的に示す
- ・加熱式たばこに関する記載を追加
- ・**COPD**に関する記載を拡大
- ・喫煙することで、**就職活動・美容・出費に影響がある**ことを追記

2 令和7年度事業について 若年層・妊産婦の喫煙防止

若年層・妊産婦向けにLINE広告を配信し、普及啓発を行っている。

※期間：夏季休業期間中（7月20日～8月31日）

※クリック後は各年代向けのリーフレットが表示される。



小学生向け

妊産婦向け



肌について



加熱式たばこについて



中高生向け



大学生向け



2 令和7年度事業について 若年層・妊産婦の喫煙防止

【保福】喫煙防止教育 (講師派遣・動画視聴)

<概要>

若年層の喫煙を防止するため、各学校へ照会し、希望に応じて講師を派遣し、喫煙防止教育を実施している。

また、令和6年度作成した高校生向け喫煙防止教育動画を講師派遣の照会時に併せて周知し、動画の利用を各学校へ案内している。

<実施状況>

	合計	県	保健所設置市
令和7年度 ※	4	3	1
令和6年度	6	2	4

※令和7年6月現在の希望数

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座 (喫煙防止教育に携わる人材育成)

<概要>

教職員等の学校関係者が、喫煙、飲酒、薬物乱用について、正しい知識を習得するとともに、児童・生徒の薬物乱用等防止教育を推進するため、神奈川県教育委員会に資料提供。

<講師>

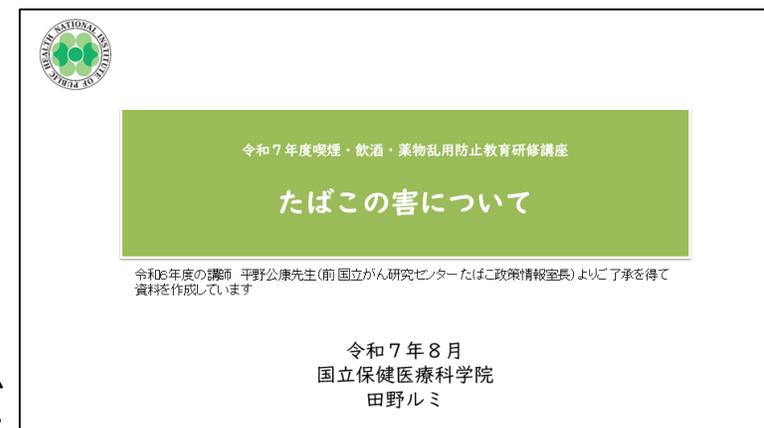
国立保健医療科学院生涯健康研究部
田野 ルミ 氏

<テーマ>

たばこの害について

<内容>

- たばこの健康影響
- 低年齢層の喫煙など



2 令和7年度事業について 受動喫煙防止

「禁煙週間」に係る「令和7年度飲食店における受動喫煙対策キャンペーン調査」について

概要	<p>健康増進法が改正されてから5年を迎えたため、施行状況の確認や認知の向上を目的とし、飲食店における改正健康増進法の施行状況の確認を行うよう、厚労省より依頼があった。</p> <p>各保健福祉事務所が、屋内の喫煙環境・喫煙可能室、健康増進法の認知などについて調査した。</p>
期間	令和7年5月26日（月）～6月6日（金）
結果	<p>調査数：45件</p> <p>健康増進法の認知率：認知していない⇒9件 認知している⇒35件(十分に認知している⇒15件)</p>

2 令和7年度事業について 受動喫煙防止

受動喫煙防止キャンペーン（11月）について

<期間>

11月17日（月）～23日（日）

<テーマ>

子どもをたばこの煙から守る

<実施内容>

- ポスター掲載
（県機関、市町村、関係機関、協力企業等）
- バス車内広告
- YouTube広告



（厚労省と神奈川県のコラボポスター）



（県作成ポスター）

3 県民意識調査・施設調査の休止について（案）

3 県民意識調査・施設調査の休止について（案）

(1) 県民意識調査・施設調査の概要

<令和3年度 県民意識調査・施設調査>

※ 令和3年度調査では、県民意識調査については、効率化のため、従来の郵送配布・回収に替えてインターネット調査にて実施した。（施設調査は従来通り郵送調査）

	県民意識調査	施設調査
調査目的	県民の受動喫煙に関する意識を把握することにより、条例の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とする	県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより、条例の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とする
調査対象	県内在住の満20歳以上の男女2,500人	県内に所在する条例対象施設5,000施設
調査方法	インターネット調査	郵送による配布及び回収
抽出方法	インターネット調査委託事業者によるパネル抽出	経済センサス・活動調査等からの層化無作為抽出
調査期間	令和3年9月(2週間程度)	

3 県民意識調査・施設調査の休止について（案）

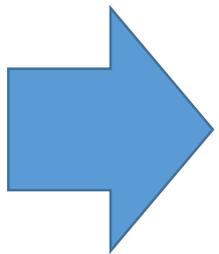
（2） 県民意識調査・施設調査の背景

- 本県では、全国に先駆けて受動喫煙防止条例を施行（H22.4）したこともあり、これまで独自に県民意識調査・施設調査を実施してきた。
- H27年度までは隔年で実施。それ以降は、条例の見直し検討の時期に合わせ、3年に1回実施することに変更となった。（H21,23,25,27,30,R3）
- 県民の関心が非常に高かった県条例制定時を契機とする調査を継続しているものであり、県民の受動喫煙に関する意識及び県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とするために実施してきた。

3 県民意識調査・施設調査の休止について（案）

（3）社会状況の変化・コストについて

- 改正健康増進法の全面施行（R2.4）及びその後の条例改正（R5.10 法と合わせることに支障のない部分は法と合わせた。）を踏まえると、今後、調査結果を根拠として本県独自の規制を行う可能性は低い
- 調査結果を県の施策に反映させる余地が乏しい
⇒たばこ対策として県が実施すべき施策（各世代や妊産婦、対象施設に対する普及啓発、違反施設への対応、希望者への卒煙支援等）は明確であり、既に取り組んでいる。
- 調査に係る費用が高額である【令和3年度実施費用 2,750,000円】



休止することとしたい

3 県民意識調査・施設調査の休止について（案）

（4）今後のデータの収集について

- 「県民健康・栄養調査」及び「県民ニーズ調査」により、年代や性別ごとに、喫煙率、喫煙しているたばこ製品の種別（紙巻き・加熱式等）、禁煙意思の有無、受動喫煙を受けた場所（家庭、職場、学校、飲食店、子供が利用する屋外空間（公園、通学路など）等）の数値は把握可能。

	県民意識調査の主要な調査項目	今後の調査予定
1	喫煙有無	県民健康・栄養調査
2	望まない「受動喫煙」の有無	県民健康・栄養調査
3	受動喫煙による健康影響の理解	『県民ニーズ調査』
4	健康増進法改正の認知	なし→法改正から5年経過
5	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知	なし→条例制定から10年経過
6	禁煙掲示が意思決定に与える影響	なし→県では禁煙掲示を義務付けを削除
7	喫煙防止教育の経験及び時期	『県民ニーズ調査』
8	県に期待する受動喫煙対策	『県民ニーズ調査』

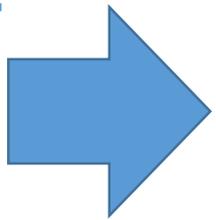
4 その他

4 その他 ①喫煙所設置への助成について

4 その他 ①喫煙所設置への助成について

県に寄せられたご意見

- ・ 環境美化や望まない受動喫煙の防止を推進するため、行政の責務として、分煙環境整備が必要である
- ・ 県内の各自治体が分煙環境の整備を推進するため、県が主導的役割を發揮すべき
- ・ 観光地において、たばこを吸う人と吸わない人が気持ちよく共存できるよう、閉鎖型の喫煙室を設置すべき



健康増進法所管課としてどう考えるべきか？

4 その他 ②技術アドバイザー事業の廃止について（報告）

4 その他 ②技術アドバイザー事業の廃止について（報告）

（1）技術アドバイザー事業の概要

- ① 喫煙設備等に関する専門知識及び経験を有する者を「技術アドバイザー」として委嘱し、施設管理者等の依頼を受けて派遣し、「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づく煙の流出防止設備や喫煙区域の設置について助言するなど、技術的な支援を実施している。
- ② 県において技術的な疑義等が生じた場合に、技術アドバイザーに照会し、専門的な立場からの回答を求めている。

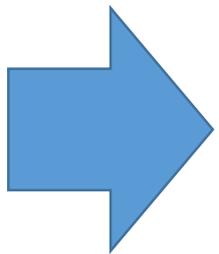
（2）技術アドバイザー事業実績

- ① 技術アドバイザー派遣 ⇒ R2：0回、R3：0回、R4：2回、R5：1回、R6：0回
- ② 技術アドバイザーへの疑義照会 ⇒ 令和4年度以降実績なし

4 その他 ②技術アドバイザー事業の廃止について（報告）

（3）課題

- 国において同様の事業（<https://jashcon.or.jp/contents/consultation>）を行っており、国の「受動喫煙防止対策助成金」に係る相談も含んでいる。
- 改正健康増進法の施行に合わせた令和5年の条例改正以降、条例の規定が問題となることは想定されず、県が独自に技術アドバイザー事業を実施する必要性が乏しい。
- 県への依頼件数自体が極めて少ない。



令和8年度以降実施しないこととする

説明は以上です。